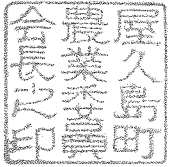


屋久島町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成29年8月31日

屋久島町農業委員会会長 鎌田 秀久



第1 基本的な考え方

平成28年4月1日に農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)の改正法が施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として明確に位置づけられた。

屋久島町においては、農業の担い手不足と高齢化が問題となっており、それに向けた対策を図ることが求められている。また、本町は平地と中山間が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっているため、地域の実情に応じた取組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

以上のことから、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、屋久島町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、平成35年度を目標とし、農業委員と推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」(平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成29年3月)	1,059 ha	81 ha	7.6%
3年後の目標 (平成32年3月)	1,000 ha	70 ha	7.0%
目 標 (平成36年3月)	1,000 ha	50 ha	5.0%

注:「管内の農地面積」は、平成27年作物統計調査における耕地面積と遊休農地面積の合計面積

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- 農地の利用状況調査や利用意向調査を通じて農地所有者に対する指導や説明、相談活動を実施する。
- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付を推進し、遊休農地の発生防止・解消を図る。
- 農業委員や農地利用最適化推進委員による日常活動により、農地所有者の状況と農地の現状把握を行い、また、借り手農家の掘り起こしを図る。
- 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」により、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守り活かす農地の明確化を図る。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成 29 年 3 月)	1, 0 5 9 ha	2 8 4 ha	2 6. 8 %
3 年後の目標 (平成 32 年 3 月)	1, 0 0 0 ha	3 0 0 ha	3 0. 0 %
目 標 (平成 36 年 3 月)	1, 0 0 0 ha	3 3 0 ha	3 3. 0 %

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- 「人・農地プラン」の見直し作業等について、農業委員・推進委員の立場で積極的に参画する。
- 農業委員及び推進委員は、農地の所有者と地域の担い手農業者の仲介役となり、農地中間管理事業を積極的に推進し、農地中間管理機構との連携強化を図る。
- 受け手となる担い手（経営体）の確保が重要であることから、担い手の経営改善の取組みが円滑に推進するよう支援する。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数	新規参入者取得面積
現 状 (平成 29 年 3 月)	3 経営体	2. 3 ha
3 年後の目標 (平成 32 年 3 月)	3 経営体	3. 0 ha
目 標 (平成 36 年 3 月)	5 経営体	5. 0 ha

(2) 新規参入の促進について

- 関係課、J A、県農林普及課と連携して、新規就農者へのサポート体制の強化を図る。
- 行政機関等に対して、新規参入者が円滑に就農できるように支援・指導する体制の充実や行政機関等が独自に補助金・助成金を交付する制度の創設等、新規参入者を促進する施策を提案していく。
- 後継者のいない農家や貸借可能な農地の情報を把握し、土地所有者の意向や希望に応じて新規参入者に情報を提供していく。